

平成27年度第3回

千葉市廃棄物減量等推進審議会

日時：平成28年3月25日（金）午前10時～

場所：千葉市役所8階 正庁

# 1 開 会

午前10時05分開会

【森永課長補佐】 ただいまより平成27年度第3回千葉市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます廃棄物対策課課長補佐の森永と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、開会にあたりまして、環境局長の黒川よりご挨拶を申し上げます。

【黒川環境局長】 おはようございます。環境局長の黒川です。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本市の廃棄物行政はもとより市政各般に渡りまして、ご支援、ご協力をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、皆様には、8月28日に開催いたしました第2回審議会におきまして、次期一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定に関しまして、「現況と個別27事業の次期計画への継続性評価」、「ごみ量の将来予測と数値目標案の設定」につきまして、ご審議の上、さまざまなご意見をいただきました。

また、11月16日に部会を開催いたしまして、部会委員の皆様には、「次期計画におけるビジョンと基本方針（案）」、「個別事業の検討」につきまして、ご審議をいただきました。

本日は、第2回審議会でもいただいたご意見や部会でご審議いただいた内容を踏まえまして、本審議会からの答申（案）などにつきまして、事務局より説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、本市の廃棄物行政のさらなる推進のため、多くの貴重なご意見を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

【森永課長補佐】 最初に、本日の審議会の成立について、ご報告をさせていただきます。当審議会につきましては、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則の規定により、委員の半数以上の出席が必要となりますが、委員総数20名のところ、本日、14名のご出

席をいただいておりますので、会議は成立しております。

なお、武井副会長、金子委員、藤代委員、斉藤委員、小川委員、三井委員、以上6名については、所用のためご欠席との連絡をいただいております。

続きまして、新たにご就任いただきました委員をご紹介します。委員の本職の人事異動に伴い、新たに千葉県警察本部千葉市警察部総務課長、鈴木和幸様に委員に就任していただきました。鈴木委員、よろしくお願いいたします。

【鈴木委員】 よろしくお願ひします。

【森永課長補佐】 本日の会議の進行につきましては、会議次第に従って進めてまいります。資料につきましては、委員の皆様にも事前にお送りしておりますが、一部資料に追加がありましたので、本日、改めて全ての資料を机上に配付させていただきます。

資料の確認をさせていただきます。最初に、次第、席次表、委員名簿に続きまして、資料8点ございます。資料1、千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に係る基本的事項について 答申（案）。参考資料1-1、次期計画の策定に向けた検討経過。参考資料1-2、次期計画の骨子（案）。参考資料1-3、千葉市廃棄物減量等推進審議会等における主な意見・要望と対応。資料2、関係団体からの意見・要望と対応。参考資料2、千葉市町内自治会連絡協議会ごみ問題検討委員会、千葉市再資源化事業協同組合、千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合からの意見書。続いて、参考資料3、剪定枝等循環システムモデル事業について。最後に、参考資料4、千葉市生活排水処理基本計画。以上でございますが、資料の過不足等はございませんでしょうか。

次に、会議の公開について説明させていただきます。当審議会は、会議録を含め公開となっております。委員の皆様におかれましては、ご承知置きくださるようお願いいたします。

なお、本日の議題の中心は、本審議会からの答申（案）となっております。5月下旬を予定しております次回の審議会では、答申の最終案を議題予定としております。本日の審議会で、答申の大筋を固め、次回の審議会で最終調整を行いたいと考えております。

それでは、これからの議事の進行につきましては、米持会長をお願いしたいと存じます。米持会長、よろしくお願いいたします。

## 2 議 題

(1) 千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に係る基本的事項について答申（案）

【米持会長】 それでは、議題に入らせていただきます。議題（1）千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に係る基本的事項について答申（案）について、事務局より説明をお願いいたします。部長、お願いいたします。

【神崎資源循環部長】 資源循環部長の神崎でございます。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

答申（案）についてのご説明の前に、第2回審議会の後に開催されました、第3回部会での議論をご紹介させていただき、さらに、現在の計画の骨子（案）の概要をご説明させていただきます。

まず、参考資料1-3、審議会等における主な意見・要望と対応の3ページの部会において出されました意見をご紹介させていただきます。

3ページ（4）の表の1段目でございます。「ビジョンの新たな視点」と「ビジョン案の①～③」が合っていないということで、ビジョンの書きぶり、体系につきましてご意見をいただいたところでございます。

また、4ページ、2段目でございますが、低炭素社会とどのように連携していくのか、低炭素社会と連携した循環型社会の構築と、今までの循環型低炭素社会とがどう違うかわからないのではといったご指摘。

3段目、生ごみの減量について、どこまで減らすのかというのがないというご指摘。

4段目、費用対効果を考えなければならないが、前面に出す必要はないのではないかとのご意見。

5段目、リデュース・リユースによる排出抑制を強化すべきではないかというご意見。

5ページに進みまして、まだごみ減量に取り組んでいない人や事業者にターゲットを絞って働きかけることが有効であるというご意見。

2段目、「経済性・効率性」と「強靱」はトレードオフの関係にある。ターゲットを見据えてバランスを考えるべきとのご意見。

そして、3段目、効率性・経済性につきまして、3つの基本方針全てに係る共通する視点として費用対効果を踏まえた実効性のある施策を1つとして書く方法もあるのではないかと

いうご提案がございました。

これらのご意見につきましては、事務局で一旦整理をさせていただきます、答申や計画の素案に反映させていただいております。

次に、これまで審議会・部会でいただきましたご意見をもとに、現在作業を進めております計画の骨子（案）につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。参考資料1-2、次期計画の骨子（案）をご覧ください。本資料では現時点での計画体系と基本理念、基本方針についてご説明を申し上げます。

まず、1ページ、(2)基本理念案でございます。ここでは、市民・事業者・市の各主体による3Rの取組みを着実に推進し、循環型社会の構築を目指すことで、市民が安心して生活できる3用地2清掃工場運用体制を継続していくとともに、良好な環境と資源を引き継ぐ「持続可能な社会」を実現していくことを最上位の目標として位置づける必要があることから、基本理念は以下のとおりとするとしております。四角書きの中、基本理念案として、「全員参加型3Rによる未来へつなぐ低炭素・循環型社会の構築」としております。

次に、3ページにお進みいただきまして、この基本理念を支える基本方針案をお示しております。まず、3ページの基本方針1、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）については、この基本方針案として、「一人ひとりがごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による2R（リデュース・リユース）を目指す」こととしております。

次に、5ページにお進みください。基本方針1の個別事業として、次期計画では、1から9までの9事業を想定しております。

次に、6ページにお進みいただきまして、基本方針2、再資源化（リサイクル）については、この基本方針案として、「再生利用率を高めるための効果的な再資源化施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援により、さらなる焼却ごみ量の削減を目指す」こととしております。

8ページにお進みいただきまして、基本方針2の個別事業として、10から17までの8事業を想定しております。

次に、9ページ(3)基本方針3、ごみ処理システムの構築については、この基本方針案として、「低炭素・資源循環に貢献する経済・効率性と安定・継続性に優れた、強靱なごみ処理システムの構築を目指す」こととしております。

11ページをご覧ください。基本方針3の個別事業として、18から27までの10事業を想定しております。

以上が、計画の骨子（案）における基本理念、基本方針案でございます。現在、この骨子（案）につきましては、作業中でございますので、こういった状況を踏まえつつ、以下、ご説明いたします答申（案）につきまして、本日はご議論をいただければと思っております。

それでは、資料1の千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定に係る基本的事項について 答申（案）について、ご説明申し上げます。

まず、1ページの「はじめに」では、これまでの計画に基づく取組みを振り返りつつ、次期計画策定に係る基本的事項について、当審議会で審議をし、答申をまとめたということを記載させていただきました。

2ページ目から本文でございます。まず、2ページの1、千葉市の現状でございます。

（1）数値目標の達成状況では、まず数値目標につきまして、達成状況を表としてまとめさせていただきました。本文の2段落目、「総排出量」及び「温室効果ガス排出量」については、計画目標を達成し、「焼却処理量」、「再生利用率」、「最終処分量」は達成していないことを記載いたしました。

また、計画の進行管理を適切に行っていくため、計画目標に対する実績を、年度ごとに精査するとともに、人口推計を考慮した計画目標を設定すべきであることを記載いたしました。

次に、3ページでございます。（2）の現行計画の評価と次期計画への継続性について。1段落目と2段落目につきましては、これまでの取組みについて記載いたしました。

3段落目、「これらの取組みによって」の1行下からでございます。「焼却処理量」及び「最終処分量」については、家庭ごみ手数料徴収制度の効果により、大きく削減されたものの、「プラスチック製容器包装の再資源化」、「剪定枝等の再資源化」、「生ごみ再資源化の拡大」が未実施であったことから、計画目標値を達成していないこと。

また、「再生利用率」については、民間のエコセメント施設の稼働停止等により、計画目標値を達成していないことを明示いたしました。

さらに、なお書きで、「焼却処理量」については、25万4,000トンを達成したことから、多くの市民は現行計画の目標を達成したと思っているため、2つの目標値の違いについて、わかりやすく説明する必要があるということを記載いたしました。

次に、4ページにお進みください。4ページからは、未実施3事業の振り返りについて記載いたしました。まず、アの剪定枝等の再資源化の推進についてでございます。1段落目では、モデル事業の効果を検証し、全市で実施すべきであることをお示しし、2段落目では、“小さな”循環システムについては、市の収集による全市展開を行った場合には、実施して

も大きな効果を見込めないこと。そして、落ち葉の堆肥化などに取り組んでいるNPO法人等の支援を継続する必要性があること。また、事業系剪定枝についても、民間再資源化施設への搬入を誘導すること。なお書きで、家庭系ごみについては、費用対効果の高い剪定枝の再資源化を優先的に実施することが望ましいことを記載いたしました。

次に、イのプラスチック製容器包装の再資源化の推進につきましては、2行目から、少ない費用で実施可能であれば取り組むべきであると考えられること。現在、国による法制度の改正が検討されており、国の動向を注視していく必要性があること。さらに、5ページにお進みいただきまして、費用対効果だけでなく、プラスチック焼却量の削減による環境負荷の減少を加味した総合的な視点での検討を継続する必要性があること。さらに、リサイクルに適した単一素材プラスチックの拠点回収等による再資源化については、持込回収の実証事業の状況などを踏まえ、検討を行う必要性があることを記載いたしました。

ウの生ごみの再資源化の推進につきましては、1行目、家庭系生ごみ分別収集特別地区事業の段階的な拡大については、拡充しても全市展開するだけの処理能力がなく、市が生ごみ資源化施設を整備することも難しく現実的でないこと。また、生ごみは、焼却ごみの約4割を占めており、積極的に対策を講じるべきこと。新たな事業を実施するなど、発生抑制に向けた普及啓発を強化する必要があることや、先行事例を参考に、多くの市民から協力を得られる方策を検討していく必要があることを記載いたしました。

次に、6ページの事業系生ごみについては、排出事業者に対する啓発や支援を行うとともに、民間再資源化処理施設へ誘導する必要があることや、なお書きで、個別事業を実施する際は、市民や事業者が積極的に取り組めるよう、生ごみの削減目標を設定するなど、具体的な指針を示すことが望ましいことを記載いたしました。

次に、2の次期計画の方向性と基本理念の考え方でございます。1段落目におきましては、これから15年間におけるごみ処理、資源循環及び将来を見据えた施設整備に関する基本理念を定めるべきとの認識を示させていただきました。以下の4段落目までは、国における考え方や本市のこれまでの取組みについて記載いたしました。

さらに、3用地2清掃工場運用体制による安定的なごみ処理を図るとともに、低炭素社会を考慮した循環型社会の実現のため、一層のごみ減量・再資源化の推進や長期的視点によるごみ処理施設の整備が必要であることや、3用地2清掃工場運用体制について、経緯を含め十分説明していく必要があることを記載いたしました。

まず、基本方針1の方向性についてでございます。2段落目に、年齢層や事業所種別など状

況に見合ったきめ細やかな普及・啓発により、ごみ減量意識を浸透させ、さらなる2R（リデュース・リユース）の推進を図り、ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立を目指していくことが必要であることを記載いたしました。

イの基本方針実現のための施策展開の方向性では、「ちばルール」に関する協定店の拡充などの必要性を示し、2段落目では、生ごみ対策としてコンポストの使用法のPRなどにより、生ごみ減量処理機・肥料化容器の普及を図ることや、生ごみの水分を減らす取組みを検討する必要があること。さらに、発生抑制のための普及啓発については、ターゲットを絞り、効果的なプログラムを設定し、実施していくべきことを記載いたしました。

次に、9ページでございます。基本方針2の再資源化（リサイクル）の基本方針の方向性についてでございます。2段落目に、3用地2清掃工場運用体制での安定的なごみ処理に向けた焼却ごみ量の削減、再資源化を推進し、焼却灰の量を少なくすることにより、最終処分場の延命化を図ることが必要であること。再生利用率を高める効果的な再資源化へシフトすることが求められていること。3段落目では、市民・地域・事業者・行政の連携を強化することや、ごみ減量・再資源化を推進する人材の育成を目指すことを記載いたしました。

次に、イの基本方針実現のための施策展開の方向性では、再生利用率を高める効果的な再資源化品目を中心に事業展開を図るとともに、新たな再資源化品目の検討も継続していくことが必要であること。剪定枝の分別収集については、手数料を無料にすべきこと。また、使用済小型家電や廃食油等の既存の再資源化品目についても、情報提供の強化等の必要があることを記載いたしました。

次に、10ページにお進みください。廃食油はバイオディーゼルとして活用でき、環境にやさしいことから取組みを推進していく必要があること。集団回収量の増加に向けた取組みの検討や、ごみ減量・再資源化を推進する人材の育成などが必要であること。廃棄物関連事業を行う業界団体や許可業者等の活用が効果的であること。

さらに、ごみ排出ルールの遵守指導や指導徹底に向けたごみステーションでの調査等の実施により、不適正排出を減らしていく必要があることなどを記載いたしました。

次に11ページにお進みください。基本方針3、ごみ処理システムの構築のA、基本方針の方向性についての2段落目に、安定・継続性に優れたごみ処理体制の構築に加え、自然災害等による膨大な災害廃棄物の処理等のリスクを回避できる強靱な処理システムの構築を目指していくこと。処理施設の整備にあたっては、廃棄物エネルギーを有効活用して、地球環境の向上に寄与できるような施設とするとともに、施設整備計画などについて、市民にわか

りやすく説明すべきことを記載いたしました。

次に、12ページにお進みください。この基本方針実現のための施策展開の方向性では、収集運搬体制の合理化を図るとともに、環境にやさしい収集車の導入などにより、低炭素社会の実現を考慮する必要があることや廃棄物処理施設の計画的な整備を位置づける必要があること、2段落目、ごみ出し支援サービスについて、高齢者にわかりやすいパンフレットを作成し、利用拡大を促進する必要があることを記載いたしました。

また、焼却施設について、新清掃工場における高効率なエネルギー回収や最終処分場の延命化を考慮し、また、災害時の自立した稼働が可能な施設とすること、防災拠点とすることも視野に入れ、検討することが望ましいこと、あわせて、リサイクル施設、最終処分場についても、計画的に整備の検討を進めることなどを記載いたしました。

次に、13ページ、民間施設についても最大限に活用すること、事業系ごみの処理量の削減推進や、剪定枝等の再資源化施策の推進に加え、災害時に備えたごみ処理リスクの分散を図っていく必要があること。さらに、処理困難物についても処理ルートの再構築を目指していくことを記載いたしました。

次に、4の計画フレームと数値目標についてでございます。2段落目の将来人口等に基づき、ごみ量予測を行うとともに、実効性の高い事業を整理し、その効果を反映したものを数値目標として定めること。なお書きで、将来のごみ量予測については、将来人口の予測値が確定されていることから、家庭系ごみ・事業系ごみともに排出量原単位の実績がそのまま推移するものとして予測を行うべきであることを記載いたしました。

次に、14ページの数値目標の設定に際しては、市民1人あたりの量をどのように減らしていくかを念頭に置きながら検討していくとともに、個別事業ごとに数値目標項目に対する効果を示すと、市民にわかりやすくなること。数値目標については、ごみ減量の取組みが不足しているという印象を市民に与えないよう工夫するとともに、「再生利用率を高める効果的な再資源化」という現実性重視の視点にシフトすることを十分に説明することが望ましいことや、数値目標が極端な設定にならないよう留意すべきことを記載いたしました。

15ページの「おわりに」でございます。これまでの答申（案）の内容をまとめて文章化して記載をさせていただきました。

以上が答申（案）の説明でございます。この答申（案）に盛り込むべき事項などについてのご意見を中心にご審議をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【米持会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。倉阪委員。

【倉阪委員】 この答申（案）について、従来は計画そのものを検討していたと思うのですが、今回、基本的事項ということで方向性が出されて、計画が最終的なアウトカムだと思うのですが、参考資料1－2は、まだ骨子（案）の段階で、スローガンもまだ入ってなくて、完成されていない状況なので、今後のスケジュールと合わせて、この答申（案）がどのように機能するのか教えていただければと思います。

【米持会長】 部長、お願いいたします。

【神崎資源循環部長】 今、ご指摘いただいたとおり、現在は、計画の骨子（案）であり、作業を継続させていただいておりますので、先ほどの参考資料1－3の部会におきます議論なども踏まえながら、また、今日いただくご意見も含めて、さらに書き込みをさせていただきます。段階的に明示をさせていただきたいと思います。

スケジュールとしては、次回、答申（案）を確定させることをメインといたしておりますので、その後、答申を踏まえて、作業をさらに進め、計画の骨子（案）の抜けている部分を徐々に埋めさせていただく予定でございます。答申をいただいた後、3回ほど計画（案）の内容をご説明させていただきまして、それぞれご意見をいただく予定でございます。

【米持会長】 ほかに。福永委員。

【福永委員】 参考資料1－2に、「2R（リデュース・リユース）の取組みを優先する社会システムの構築を目指すことにしている」とあり、その下に「3R」と書いてあるのですが、私は当然リユースが一番優先だと思いますが、市民は今までずっと「3R」で知っていますから、その順位づけをするにあたって、これを「2R」と書いて、下は「3R」となっている説明をしないと、では、リサイクルは要らないのかとなってしまう可能性があるのではないかと、そこは丁寧に説明しないと、本当に市民参加にならないのではないかと思います。

【米持会長】 では、部長、お願いいたします。

【神崎資源循環部長】 参考資料1－2、次期計画の骨子（案）の基本方針1について、2R（リデュース・リユース）の取組みを優先すると書かれていることへのご指摘をいただきました。3ページに方向性ということで、3Rのうち優先すべき発生抑制・再使用という表記がございますが、3Rのうち、なぜリデュース・リユースを優先的にしなければならないのかというところを市民にわかりやすく説明を加えさせていただこうと思います。

【米持会長】 福永委員、よろしいですか。

【福永委員】 いいです。

【米持会長】 次、お願いいたします。三瓶委員。

【三瓶委員】 この審議会の中で委員の皆様が発言されたことを、骨子（案）にかなり盛り込んでいただいているということで、私としては、非常にいいものになっていくのではないかと考えております。

ただ、1つだけ、自分の考えで押し進めてしまっていた部分で、私自身反省しなければいけないところがございます。市の取組みの一つとして、ごみ減量化にもなるし、また、環境にやさしいということで、食用油の回収をやっていただきまして、その部分において、私も、もっと広げたほうがいいのではないかとということで、家庭の皆様は非常に喜んでいて思いました。商店街の皆様をお願いに行きましたら、もう既に自分たちは契約もしているから、そこには乗れないというようなお話もございまして、その部分においては、今後、やり方というか、業者と契約しているところと契約していないところがあると思いますので、その辺の区別をしながら取組みを進めていただきたいと思います。

それから、もう一つ、プラスチック製容器包装の取組みなのですが、やはり市民の方からも、この辺を取り組めばごみの減量化にもなるし、再資源化にもなるのだけどということで、ご家庭の中にも、お嬢さんや息子さんが違うところに嫁いでいたりして、そして千葉市に帰ってくると、「ええーっ、千葉市、まだこうなの」ということで、ご家庭の主婦の皆様も非常に気にされている方たちが多いと思いますが、そういった中で、今回の骨子（案）の、参考資料1-2の8ページの中に「プラスチック製容器包装の再資源化の推進」の削除と書いてあることについて教えていただければと思います。

【米持会長】 部長、お願いいたします。

【神崎資源循環部長】 1点目の廃食油の件は、おっしゃっていただいたとおり、事業系の廃油は、産業廃棄物業者と契約して100%リサイクルされるところが多いという実態がありますが、もし抜け落ちているところがあれば、こういったシステムを活用してということで承らせていただこうと思います。

2点目、プラスチック製容器包装の再資源化についてのご意見でございますが、まだ国における容器包装リサイクル法改正の方向性が見えてきておりません。法改正に向けた取りまとめが行われると聞いておりますが、その動向を注視する必要があるということ、また、仮に千葉市でプラスチック製容器包装をリサイクルするとすれば、9,000トン程度の削減が可能ですが、費用として毎年8億2,000万円かかると試算しており、費用対効果が

懸念としてございます。

ただ、今回、計画事業として国の動向を見据えて検討するというスタンスは残しており、また、単一素材プラスチックのリサイクルシステムができないか検討すべきといったご意見もいただいておりますので、そこについては盛り込ませていただく予定でございます。

なお、全てのリサイクルが環境にやさしいかどうかというところは、もう一回点検をしなければいけないと考えておりました、例えば、プラスチック製容器包装を分別排出するためには洗う必要があるため、仮に1世帯で、1分間お湯を使って洗うと、容器包装プラスチックをリサイクルする環境的な効果が失われるという報告もあることなども含めまして、注意深く検討させていただきたいと考えております。

【米持会長】 三瓶委員。

【三瓶委員】 ありがとうございます。詳しくご答弁いただきまして、ありがとうございます。プラスチック製容器包装について、やはり9,000トンというと、魅力的な数値に聞こえます。現在、千葉市では人口が増えてまいりまして、若干、ごみの量が増えてきたのではないかというお話もございました。そういった中で、他市の状況をよく知っている市民の方たちもいらっしゃいますし、この審議会でもより詳しく状況の推移を明記してくれというようなこともございましたので、なぜ千葉市ではプラスチック製容器包装の分別収集を実施しないのかということ、より詳しく、赤字で、太字で書いていただきますようお願いいたします。また、プラスチック製容器包装を分別収集しているところで、中身を空にして出ささえいけば、洗わなくていいと特記しているところもあるようなので、今後、国の動向を注視すると同時に、他市の取組みも見させていただきつつ、実施について模索していただきたいと思いますということを申し上げまして、私の意見とさせていただきます。

【米持会長】 次、伊藤委員、お願いいたします。

【伊藤(久)委員】 今、三瓶先生からも、プラスチック製容器包装の再資源化について質問がありましたが、私も同感で、実施には8億2,000万円かかるので、国の方針を待ってこれから検討をしたいと書いてありますが、ぜひいい方向に向けて考えてほしいと思います。

それと、あと2点あります。私たち主婦、消費者、生活者について、よくわからない点は、「これからの15年間を優先順位として実現可能性を考慮し」とありますけど、15年というのはどういう理由か、目標について説明していただきたいことと、もう一つは、生ごみ削減に意欲的に取り組んでいくと市は考えているようですけれども、「ちばルール」について業者と生活者と一体となって、もっとわかりやすい計画を答申してほしいと思います。

【米持会長】 部長、お願いいたします。

【神崎資源循環部長】 プラスチック製容器包装については、これまでもご意見をいただいておりますので、答申（案）に、既書き込みをさせていただいておりますものに加え、受けとめさせていただこうと思っております。

2点目、15年を見据えてというところでございますが、国が定めるごみ処理基本計画の目標年次につきましては、10年から15年ということで設定されております。

今回の本市のごみ処理基本計画につきまして15年計画で設定しておりますのは、施設整備計画がスタートしており、今後15カ年を見据えた中で施策、ソフトもハードも含めて見据えていくべきと考えて15年間とさせていただいております。

生ごみにつきましては、所管課長からご答弁させていただきます。

【米持会長】 課長、お願いいたします。

【安田廃棄物対策課長】 「ちばルール」のお話がありましたが、「ちばルール」は、現在市内の139店舗と協定を結んでおります。現在の主な取組みは、レジ袋の削減や食品トレイの回収、古紙等の回収となっており、今、委員がおっしゃったように、「ちばルール」の中で生ごみの減量に向けた大きな取組みは入っていませんが、「ちばルール」の基本的な考え方には生ごみの発生抑制も入っていますので、今後、「ちばルール」を通して、各店舗とどのような協定を結んで生ごみを削減できるのか、個別事業等の中で反映できるように検討させていただければと思っております。

【伊藤（久）委員】 ありがとうございます。

【米持会長】 では、伊藤康平委員、お願いいたします。

【伊藤（康）委員】 私からは、答申（案）の4ページの剪定枝等の再資源化の推進の中で、何点か確認させていただければと思います。新たに委員の皆様からいただいた意見を盛り込んだ内容になっているということなのですが、この中で、「市の収集による全市展開を行った場合には、実施しても大きな効果は見込めないことから」等、位置づけないことが望ましい旨の内容が示されております。一方で、参考資料3の中に剪定枝の循環システムのモデル事業ということで、平成28年からこのモデル事業が拡充してスタートするというのですが、この示された内容とこの事業の関連性について、ご説明をいただければと思います。

【米持会長】 部長、お願いいたします。

【神崎資源循環部長】 剪定枝等の再資源化については、現行計画において、「大きな循環システム」と「小さな循環システム」という2つの枠組みを設定したところでございます。

「大きな循環システム」というのは、全市的に展開が可能な収集を基本としたシステム、「小さなシステム」につきましては、ローカルなシステムということで、念頭に置くのは、例えば小学校区や町内自治会など小さなエリアでシステムをつくっていくもので、方法につきましては、「大きなシステム」は、堆肥化の他、燃料チップ化などの新しい資源化方法もありますが、「小さなシステム」は、地域で堆肥として使っていくことを想定して検討を進めてきたところでございます。

現在、堆肥化につきましては、自粛の制約があることから、地域レベルでこういったシステムをつくるということは、なかなか広まっていけない可能性があると考えておりますが、NPO活動として落ち葉の堆肥化事業などを取り組んでいるところもでございます。そういったところについては、しっかり支援をして、堆肥化が一般的にできるようになった際には拡大できるような準備を整えておくべきと考えております。「大きな循環システム」につきましては、参考資料3で細かくご説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【米持会長】 伊藤委員。

【伊藤（康）委員】 ありがとうございます。

【米持会長】 宍倉委員、お願いいたします。

【宍倉委員】 先ほど三瓶委員からお話がありましたが、店舗でのプラスチックの回収量は、どのくらいなのでしょう。先ほど139店舗と提携をしているというお話がございましたが、これは大きなスーパー等に限定されていると思いますので、コンビニ等の小さな店舗にも、そういった廃プラスチック容器が捨てられているところはかなり多く、家庭から持ち込んで捨てる方が随分多く見受けられるというところも改善をしないといけないのではないかと思います。

また、廃プラスチックの再利用についても問題になっていますが、逆に、プラスチックに代わるほかの材料で梱包できないか、行政的な指導をすることはできないのでしょうか。

【米持会長】 課長、お願いいたします。

【安田廃棄物対策課長】 「ちばルール」協定店で、どのくらいのプラスチックが回収されているかということについては、平成22年度から26年度の期間、毎年報告をいただいているのですが、平成22年度は約100トン、平成23年度も100トン強、平成24年度になりますと84トン、それから平成25年になると58トン、平成26年度は64トンとなっております。回収量に大分ばらつきがあるのですが、報告書の提出状況が店舗により異

なるため、平均100トン前後は、協定店の中で回収していただけていると考えております。

また、包装については、過剰包装の抑制のPRに取り組んでおりますので、これから各店舗に強化していくと、プラスチックの排出量も減るのではないかと考えています。なお、プラスチックの使用量については、国から、容器の大きさや厚さについて指導をしていますので、企業努力はある程度は進んでいると思いますが、これも引き続き、排出を抑制する仕組みを国に要望していかなくてはならないと考えております。

【宍倉委員】 ありがとうございます。確かに100トンから50トンぐらいと、ものすごく幅があって、もっと回収量が多いかと思っていましたので、もう少し行政も我々も努力しなくてはいけないのですが、特にコンビニ等に積極的に働きかけをしていただければと思います。

【米持会長】 ありがとうございます。ほかにございますか。福永委員。

【福永委員】 私も、5月に答申（案）を出されるということで、全体でよくまとめられていると思うのですが、記述で気になるところがあります。有料化でごみが減るということですが、有料化でごみが減るのではなくて、市民の意思改革でごみを減らせるというのが原点だと思います。それから、ガス化溶融は、費用が高いとかCO<sub>2</sub>が出るとか、3Rに反るとか、耐用年数が短いということが言われています。廃プラスチックについては、費用の面で問題があるということですが、さらに分別を増やしていくという視点は大事だと思います。環境負荷の問題について、ごみ問題というのは常に環境問題ですから、そういうところが必要です。答申については認めるところですが、そこについての意見は留保させていただきます。答申が出されるときに、審議会で出すのはいいのですが、委員の名前を全部出されるのであれば、私の名前は外していただくこともある。どうなるかはそちらにお任せしますが、私もその辺の懸念がありますので、今日はもう最終前ですから意見を言わせていただきたいと思っております。

【米持会長】 わかりました。市原委員、お願いいたします。

【市原委員】 基本方針3のごみ処理システムの構築についてご質問がありまして、先般、北谷津清掃工場が閉鎖になりまして、清掃工場が3工場から2工場へ移行するというところで、これは市民の皆様、それから行政の皆様の努力の賜物だと思いますけど、ここに書いてありますように、自然災害、それから社会的、人的、またはその他の原因で、私も過去、業者として清掃工場のごみの搬入に困難を来した経験もありますので、市民サービスを円滑にするリスクヘッジ、それから何か起きた場合のシミュレーション等で考えられているものがあれ

ば、ご説明していただければありがたいと思います。特に、ここに「経済・効率性」と「強靱」というまさに的確な指摘がありますので、その辺、そういうシミュレーション的なことがあれば教えていただければありがたいと思います。

【米持会長】 部長、お願いいたします。

【神崎資源循環部長】 3用地2清掃工場運用体制の移行につきまして、清掃工場の数が減るリスクをどう捉えるか、また、その運用の仕方が変わるということで、市民サービスに影響はないかどうかといったご指摘かと思えます。まず、搬入先である清掃工場が3カ所から2カ所になるということで、収集運搬体制を見直す必要性がございます。家庭系ごみの収集運搬体制につきましては、必要に応じて増車をするなどの措置を行いまして、市民サービスには影響を出さないということで、現在検討を進めており、清掃工場の運用につきましては、事業系も含めまして、影響が出ないような措置を検討したいと思っております。

リスクの点については、箇所数は確かに減りますけれども、一つ一つの清掃工場について、自然災害への対応を含め、しっかりとした強靱な施設づくりを進めるというのが国の方針でもございます。例えば大きな地震が起こった際も、水や薬剤、必要な電力を自立的に確保して、清掃工場が停止しない、あるいは一時的に停止しても、早急に復旧できるよう対策を講じることによりましてリスク管理をしまいたいと考えております。

【市原委員】 どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

【米持会長】 岩根委員。

【岩根委員】 一つ、質問をお願いしたいのですが、答申（案）の12ページの上の方に、「環境にやさしい収集車の導入」とございまして、低炭素社会を実現するのに非常に重要だと思っておりますけれども、具体的にはどういう車種を導入されるようなお考えがあるのかをお聞きしたいのですが。

【米持会長】 部長、お願いします。

【神崎資源循環部長】 廃食油のお話も先ほど出ていますけれども、バイオディーゼルを使うということで、これも環境にやさしい対策の一つになるかと思えます。もう一つは、ハイブリット車あるいは電気自動車というものも技術的には確立をいたしておりますので、全てを同時期に入れかえるということは不可能でございますけれども、車両を入れかえるときに、そういったものも含めまして検討させていただき、少しでも環境にやさしい対応をしていきたいということでございます。

【米持会長】 岩根委員。

【岩根委員】 このほかに天然ガスとかL Pガスとか、そういうものは考えておられるのでしょうか。

【米持会長】 部長、お願いします。

【神崎資源循環部長】 現在も天然ガス車は導入しております。

【岩根委員】 東京都ではL Pガスの車が非常に多いと聞いておりました、施設環境の整備費用も安くできるし、非常に有効なのではないかということを知ったことがあるのですが、それについては検討されていないのでしょうか。

【米持会長】 部長。

【神崎資源循環部長】 L N Gを使ったパッカー車を今後伸ばしていくかどうかというご質問ですか。

【岩根委員】 L P Gです。

【神崎資源循環部長】 L P G、プロパンガスですか。タクシーが後ろに積んでいるようなものでございますね。

【岩根委員】 はい。

【神崎資源循環部長】 同じくガスを用いるということで、環境対策の効果があると思っております。現在、天然ガス車を導入しておりますが、一般のディーゼル車に比べまして、若干故障が見受けられること、故障が発生した際に、その修理にかなり手間取ったり、修理のコストが高くなるというところもございますので、総合的に考えていくことと、全てが一つの燃料を使ったものというよりも、当面は複合的に使っていきながらベストなものに比重を移していくというやり方がいいのではないかと考えております。

【米持会長】 岩根委員、よろしいですか。

【岩根委員】 はい、わかりました。

【米持会長】 ほかにございますか。辻委員。

【辻 委員】 この資料を見させていただきましたけれども、印象としては、非常に総括的な内容になっている気がします。答申は答申でいいのでしょうかけれども、これを具体化しやすい答申書にしたほうがいいのではないかと、例えば行政が行うこと、市民が行うこと、事業者が行うこと、それぞれあらゆる立場の方がいらっしゃるのと、その立場ごとに何をやってほしい、何をやろうよということが言えるような答申書にさせていただいたらありがたいなと思っております。

それと、1点、質問をさせていただきたいのですが、資料1の2ページ、総排出量は時系

列的に減ってきているのに、焼却処理量が、平成24年度、平成25年度はマルなのですが、平成26年度はバツになっている理由はなぜでしょうか。

【米持会長】 部長、お願いします。

【神崎資源循環部長】 まず、1点目の行政に対するもの、それから市民・事業者それぞれに対するもの、もう少しメッセージ性をというご趣旨だと思います。この答申の中に、それぞれの方が読んで響くような形にすることも非常に重要だと思いますので、この答申書の中で、どういう反映ができるか、次回までに考えてみたいと思います。

もう一点、焼却処理量についてですが、資料1の2ページの表をご覧くださいと思っています。焼却処理量と総排出量の平成26年度のところをご覧くださいなのですが、総排出量についてはマルになって、焼却処理量についてはバツになっております。ただ、数字的に見てみまると、非常に近い値でございます。実績と計画を比較したときに、平成25年度あるいは24年度などと比べまして、平成26年度の焼却処理量は非常に計画に近づいてきております。これは家庭ごみ手数料徴収制度の効果が表れて、焼却ごみ量は減ったということですが、いま一步、計画に対して約3,000トン届かなかったということがございます。総排出量については、マルになっておりますので、家庭ごみ手数料徴収制度も含めまして、排出抑制のところと比較的進んだと考えておりますけれども、直接焼却処理量に対するものとしては、残念ながらわずかに及ばなかったというところが実態でございます。

【米持会長】 辻委員、よろしいですか。

【辻 委員】 わかりました。ありがとうございます。

【米持会長】 藤原委員。

【藤原委員】 基本方針3と関連するところで、ごみ処理基本計画の範疇を少し超えるかもしれませんが、ごみ焼却施設では発電を行い、再生可能エネルギーとしてご利用になると思いますので、低炭素社会への貢献ということで、ごみ発電の、再生可能エネルギーとしての利用、地産地消を行うといったものを含めて、もしご検討されているのであれば、その辺の方向性についても若干触れられたほうがいいのではないかと、意見として申し上げます。

【米持会長】 ありがとうございます。倉阪委員。

【倉阪委員】 答申(案)の1ページの「はじめに」というところで、「平成22年度から25年度にかけては、人口50万人以上の自治体の中で、リサイクル率が4年連続で第1位となっている」とあり、「かけては」と書いてあるのですが、平成26年度はまだ公表されていないということなのか、それとも平成26年度は第1位ではなくなったということなの

かということと、このリサイクル率という定義と、先ほど議論になった2ページにある再生利用率というのはどう違うのか、そこの2つを教えてください。

【米持会長】 部長。

【神崎資源循環部長】 リサイクル率の言葉の使い方と、平成26年度順位はどうかというご質問をいただきました。リサイクル率と再生利用率は、同義語でございますので、表現を統一いたします。申し訳ございませんでした。

もう一つ、平成26年度のリサイクル率の順位につきましては、毎年3月に公表がされるということで、公表を待っているところでございます。公表されましたら、審議会でご報告をさせていただこうと思います。

【米持会長】 倉阪委員。

【倉阪委員】 「かけては」と書くと、平成26年度はダメだったかのようにも受け取られるので、表現を工夫されたらいかがでしょうか。

【米持会長】 部長。

【神崎資源循環部長】 適切な表現に修正させていただきます。

【米持会長】 宍倉委員、いかがですか。

【宍倉委員】 先ほど、伊藤委員もちょっとご発言されましたが、剪定枝の件で、将来的にはどういう方向で進めていきたいのか、まだ漠然としてよくわからないのですが。

【米持会長】 部長。

【神崎資源循環部長】 平成27年度からモデル事業を開始いたしまして、平成28年度予算でモデル事業の拡充を行っております。将来的には、全市展開をしたいということで計画の中には盛り込む予定でございます。そのモデル事業の詳細につきましては、参考資料3のところでご説明をさせていただきたいと思っております。

【宍倉委員】 では、後でまたこれについて。

【米持会長】 河合委員。

【河合委員】 さらにごみの減量・再資源化の促進に向け、ということで謳われているのですが、そもそも事業所だとか一般の市民の方だとか、あと、ごみを実際に回収されている方だとか、行政の中での問題点とか、そういった意見を聞く場所はあるのでしょうか。

【米持会長】 部長。

【神崎資源循環部長】 関係者の方々から意見を吸収する場というのは様々ございます。今回の計画策定に関しまして、業界団体あるいは町内自治会の団体から意見書をいただいております。

りますので、こういった契機をもとにいただく場合のほか、常に市民の皆様からご提案をいただいておりますので、そういったものも含めましてこの事業の中に生かしている状況でございます。

【河合委員】 ありがとうございます。

【米持会長】 よろしいですか。ほかにご意見等がないようですので、本件についての審議を終了させていただきます。

## (2) 関係団体からの意見・要望と対応

【米持会長】 次に、議題2、関係団体からの意見・要望と対応について、事務局より説明をお願いいたします。部長、お願いします。

【神崎資源循環部長】 それでは、資料2をご覧ください。資料2は、関係団体からの意見・要望と対応でございます。こちらは、ごみ処理基本計画の改定に際しまして、各種団体からいろいろご意見をいただいて、それを計画の中に反映していこうという手続の一環でございます。参考資料2は、それぞれの団体からいただいた意見書そのものでございますが、本日は、まとめました資料2をもちましてご報告をさせていただきます。

また、このいただいた意見につきましては、審議会の方でご意見をいただき、必要な事項につきましては、答申(案)に反映をさせていただくといった手続を踏んでいきたいと思っています。

では、資料2の1ページ、千葉市町内自治会連絡協議会ごみ問題検討委員会からいただいた意見書について、(2)の意見と対応でございます。表形式になっておりまして、左側がいただいたご意見の概要、右側がそれに対する当局の対応、考え方でございます。

まず、2段目、特に最重要課題である「生ごみ発生抑制」について、「生ごみ削減」の問題こそ、一般市民にごみ処理問題の重要性を認識し、緊張感をもって努力してもらう最適な課題であり、次期計画ではその仕組みづくりを入れ、市民運動を盛り上げていく必要があるとのご意見をいただきました。右側が対応でございます。今後さらなる生ごみの減量に向けた新たな取組みを検討したいという考えでございます。

次に、3段目、「資源化品目ごとのコストの明確化」や「いくらまでならコストアップしても資源化しよう」とのガイドラインの設定や、最終処分場延命化のメリットは新たに最終処分場を探し設置する場合の費用を想定して算定する必要があるとのご意見でございます。

これにつきましては、個別事業ごとの費用と効果、資源化コストの考え方、最終処分場の延命化のメリットについて、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、2ページにお進みいただきまして、1段目、雑がみは資源化の優等生であり、さらに再資源化の推進が必要であること、再資源化できない紙類の比率を下げる努力も必要ではないかのご意見でございます。これに対しましては、今後、個別事業の精査を進めていく中で、生ごみや資源化できる紙類、資源化できない紙類の減量に向けた新たな取組みを検討したいと考えております。

次に、2段目でございます。次期計画の計画目標についてでございます。もっと幅広い市民運動を展開して、削減目標の上乗せを図るべきではないか。幅広い意見・アイデアを求めて実施するのも一つのやり方と考えるというアイデアをいただきました。これに対しまして、ごみ問題検討委員会、環境NPO、あるいは過去に助言をいただいた方々に意見・アイデアを募っていきたいと考えています。また、生ごみ削減の効果については、施策効果の検討を行うとともに、努力目標値の設計について検討させていただきたいと考えております。

次の3段目、4段目につきましては、表現についてのご意見でございますので、それぞれ対応をさせていただきます。

次に、3ページにお進みいただきまして、生ごみと剪定枝の排出抑制、2つのテーマに分けたほうがよいのではというご意見でございます。これに対しましては、生ごみの発生抑制の推進等、剪定枝の再資源化の推進ということで、2つに分け、位置づけて記載をさせていただきます。

2段落目、再資源化品目ごとのコスト表示がぜひ必要とのご意見でございます。これにつきましては、今後、事業の実施費用を精査し、次期計画に個別事業ごとに費用と効果を明示したいと考えております。

次に、3段目につきましては、表現についてのご意見でございますので、適切に対応させていただきます。

次に、一番下の段でございます。基本方針3では、災害時等突発的なリスクを回避できる強靱な処理システムづくりとしているけれども、東日本大震災の教訓から見て、これで十分なのかという問題提起でございます。これにつきましては、災害時にごみ処理システムの構築といたしまして、別の計画で千葉県震災廃棄物処理計画を、既に策定しております。こういった計画があるということ、ごみ処理基本計画を読んでいただく方にもわかるように、次期計画で周辺計画として表記したいと考えております。

次に、4ページにお進みいただきまして、1段目、枝と草・葉では、再資源化コストにかなりな差がある。再資源化するものは、枝に限定し、草・葉については、これまでどおりとしたほうがよいのではないかというようなご意見をいただいております。家庭から出る剪定枝につきましては、その約半分を草が占めております。焼却ごみの減量効果や一つのシステムで枝・草・葉を処理できるということから、枝だけではなく、草も含めて資源化することを検討させていただきたいと考えています。参考といたしまして、それぞれの処理単価を表記させていただきました。

2段目、不法投棄者や無許可回収業者に対する取り締まり強化を明文化してほしい。山林や道路、ごみステーションに不法投棄されたものについても受付窓口を一本化し、処理の迅速化を図ってほしいといったご要望でございます。不法投棄の取り締まりにつきましては、計画書に具体的な内容を明文化してまいります。また、受付窓口の一本化につきましては、実務を環境事業所と土木事務所が担当しており、電話等により、的確に通報内容をいただくということから、それぞれの窓口を生かしていきたいと考えておりますが、現在、ちばレポというシステムも運用いたしております。ちばレポを活用していただく方にとりましては、かなり要望を伝えやすく、また迅速処理が図れるものと考えております。

最後に、(11)の段、施策をもう少し充実する必要がある。できるだけ文章や表現をわかりやすくするとともに、難しい言葉には説明文をつけたほうがよいといったご提案でございます。対応といたしましては、個別事業の精査を進め、新たな減量施策の提案を含め、内容の充実を図ること。計画書につきましては、用語解説を記載することといたしました。

次に、5ページには、千葉市再資源化事業協同組合からの意見書でございます。1段落目、監視カメラの貸与につきましては、資源物持ち去り等の行為に対しても対応できるように拡充していただきたいというようなご意見がございました。これにつきましては、台数は限られておりますが、現行制度でも対応が可能でございます。

2段目、既にC-EMSによる率先した3Rの推進を行っている。ご提案といたしまして、全ての庁外施設での率先した取組みに期待をするというようなことでございます。対応でございますけれども、平成25年度に、市が管理する全施設、既に500施設に拡大をしております、3R徹底、率先行動に引き続き取り組んでまいります。

3段目、千葉市内には、約65の商店街がある。下から2行目、地域活性化を含んだごみ減量化の取組みを検討する必要があるとのご意見でございます。対応といたしましては、今後、個別事業の精査を進めていく中で、市と商店街等の皆様がともに活動できるような取組

みを検討したいと考えています。

次に、6ページ、3の千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合からのご意見でございます。

1段目、ごみ処理手数料の改定により、事業所ごみが家庭ごみのステーションに排出されることが予想されるということで、ステーションの監視の徹底をしていただきたいというご要望でございます。計画上の対応といたしましては、ごみステーション不法投棄多発場所のパトロールの強化と早期撤去指導の実施として記載をしております。

2段目、3清掃工場体制から2清掃工場体制になるための対応ということで、清掃工場の早期開場などの要望をいただいております。これにつきましては、費用対効果、人員配置や他市の実施状況などを勘案いたしまして、検討を進めたいと考えております。

3段目、ごみの減量に直結するリユースを廃棄物行政の取組みの一つの柱とすべく、「民間事業者の活用等による家庭系・事業系の不用品への対応促進」について検討いただきたいということで、対応といたしましては、計画上は、「⑥民間事業者の活用等による家庭系・事業系の不用品への対応促進」として記載をいたしました。

最後でございます。小規模事業者が多く集まる商店街等にごみ保管庫の貸し出しを行い、事業系のごみステーション化を行っていただきたい。また、リサイクル率を高めるために、補助金、奨励金等の制度を設けていただきたいというようなご提案でございます。これの対応といたしましては、基本は事業所ごみについては、自己処理責任があるということはございますけれども、計画上は、「事業者との協働による再資源化の推進」として、事業者向けの古紙保管庫設置について検討をさせていただきたいと考えております。

このいただきました3つの意見書につきましては、審議会でのご議論を受けまして、答申への反映等も、今後検討してまいりたいと存じます。説明は以上でございます。ご審議、よろしく願いいたします。

**【米持会長】** ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等をお伺いする前に、当審議会の委員が関係団体の代表となっておりますので、委員の方から補足説明等がありましたら、お願いしたいと存じます。本日、ごみ問題検討委員会の代表である武井副会長がご欠席されておりますので、再資源化事業協同組合と廃棄物リサイクル事業協同組合の2つの団体の代表である飯田委員、よろしく願いいたします。

**【飯田委員】** 飯田でございます。この度、両団体に要望書をということで、ご提案いただきまして、業者サイドからの要望につきましてご提案されたこと、本当に感謝申し上げたいと思います。私が、両団体の代表を兼ねているということもありまして、今回、各理事から

それぞれの要望を聴取したわけでありますけれども、この要望等につきましては、この審議会の資料を各理事の中に提出しておりませんので、要望事項が既に答申（案）の中に盛り込んであることと重複しておりますが、その辺はご了承いただきたいと思います。

まず、資源化組合の要望として、事務局からの確にご対応をいただきまして、本当にありがとうございます。特に監視カメラの件につきましては、資源物持ち去り等につきまして、市のパトロール等で非常に力を入れていただいておりますけれども、実はこれは資源物といいますが、私ども取り扱っているのは、特に古紙回収でありまして、それにつきましては、年間3万3,000トン強の古紙回収を行っておりますけれども、いろいろな事情がありますけれども、年々減少しているというのが実情でございまして、持ち去りあるいは新聞等は購読量の減少ということも含めて、昨今IT化が進んでおりまして、そんなことからパソコン等でも情報とかニュース、その辺は取得できますので、その点、大手新聞社A社などは、購読料がピーク時に比較しまして900万部の減少ということになっておりまして、非常に新聞業界も懸念しているところであります。あとは、持ち去り問題は、社会的な問題になっておりまして、実は私どもの組合におきまして、平成26年度は平成25年度対比で2,050トンの減少、また、本年度も26年度対比として3月末で1,500トンの減少というような数字が既に出ておりまして、これにつきましては、組合としても月に2回パトロールを行って、そういった持ち去り業者の摘発に向けて警察の方にもご協力をいただいておりますが、なかなか検挙までいかないというのが実績です。そういった意味では、かなりパトロール等も行っていく予定でおりますけれども、市のほうのパトロール、人的な経費等も非常に膨大になりますので、監視カメラにつきましても非常に費用はかかりますけれども、徹底してお願いしたいと思っております。

次に、市内小学校を初めとした資源物の買い取り分でありますけれども、例えば保育所とかその辺も啓発していただきたいというようなご質問なのですが、これにつきましては、ここに書いてある500施設に拡大しているというようなお話がありますけれども、まだまだ啓発するところがあるのではないかと考えています。現に、本年度から公民館、今、実績ですと47カ所の回収を始めたわけなのですが、中途からの回収でありますので、実績は8,200キロと数字は非常に少ないのですが、まだまだ拡大できるような余地があると思います。そのほかにも保育所とか、子どもルームとか、さまざまな施設でそういった資源回収、ルート化できるような施設であれば資源化の回収が可能でありますので、その辺も積極的に取り組んでいけたらと思っております。3番につきましては、非常に的確なお答えをいただ

きまして、ありがとうございました。

続きまして、千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合からの要望で、平成28年4月から手数料が大幅に改定になりまして、今現在でも、小規模店舗あるいは店舗付住宅等におきましては、家庭系のごみ置き場の中に事業系が混入しているということが散見されております。これにつきましては、業界としても、契約書は取り交わしておりますけれども、実績がないというところが非常に多くありますので、この辺にも今後さらに料金が値上がりすると、拍車がかかって、余計そういったステーションに事業系が混入する可能性がありますので、その辺につきましても徹底的な対応というのをお願いしたいと思っております。

それと、清掃工場が3工場から2工場になるということで、先ほど、市原委員からもお話がありましたけれども、今の数字が本当に2工場体制で処理できるのかというところは、業界としては非常に懸念をしているところであります。以前、平成2年頃でしたか、やはり非常にごみが溢れてしまいまして、1台が清掃工場に廃棄するにも8時間ぐらい並んだというような経緯がございまして、この二の舞にならないようにということは業界としても希望しているわけでありまして、そのほかに、3工場から2工場になりますと、非常にリスクがございまして、例えば緑区あるいは若葉区で作業を行った事業者が新港あるいは北清掃工場のほうに行くとなりますと、ルートの的にも非常に混雑するところでありまして、距離も非常に長いということもありまして、今までの回収コストで合うのかなというところは懸念しております。特に、4トンパッカーというのは、皆様、4トン車だから4トン積載できるのではないかと勘違いされている方も多いと思うのですが、実は総重量というのがございまして、人間も含めて車両重量、積載量含めて8トン未満というのが4トン車の定義になっておりまして、実はパッカー車自体の重さというのが6トンを超えてしまっているのが現状です。そうしますと、一番積載量のとれない車両で1,500キロ、とれても2,000キロというような非常に少ない重量になってしまうわけでありまして、そうしますと、やはり積載量がオーバーしてしまうと、なかなか法的な問題もありますので、遠くなりますと、非常にコストもかかるのかなというところも懸念しておりまして、そういった意味では、工場の適切な開場あるいは休業日も1工場をあけていただければ、業界としてはぜひお願いしたいということで、これは理事の皆様のご一致した意見でありました。これにつきましても、対応としては、ここに書いてあるとおり、今後検討していただけるということで、まずは安心しているところでございます。

また、3番目につきまして、これらのリユースにつきましては、骨子のほうにも組み込ま

れておりますので、省略をさせていただきたいと思っています。

4番目につきましても、保管庫等の設置について検討していただくということでございますので、非常にありがたいご意見をいただきました。

以上、先ほど言いましたとおり、重複している質問等もありましたけれども、適切にお答えいただきまして、ありがとうございました。以上でございます。

【米持会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等ありましたら、お願いいたします。三瓶委員。

【三瓶委員】 1点だけお願いします。今、ご説明いただきまして、本当にありがとうございました。そこまで課題が集中しているとは、なかなか感じられなかったものですから、非常に興味深く拝聴させていただきました。6ページなのですが、「収集運搬業者の過積載の防止だけでなく、円滑に業務を行える上」ということで、その前半で、「日曜日の1清掃工場開場を実現していただきたい」と書いてあるのですけれども、現状、月曜日から土曜日まで、場所によっては曜日が違ってくると思いますが、日曜日にもやらないと、実際は2清掃工場体制の中で処理しきれないということなののでしょうか。

【米持会長】 飯田委員、お願いします。

【飯田委員】 できないというのではなくて、せつかく2工場あるのですから、その辺は費用等もかかるとは思いますけども、開場していただければ、業者のほうも非常にやりやすいし、あとは、先ほど言ったコスト面を考えると、やはり今現状としては、年中365日無休というような事業者が非常に増えているとの現実がありまして、そういった意味でも業者のほうは対応せざるを得ないということで、それにつきましては、車両台数のほうもそれに見合った台数を確保しなければ対応できないということで、非常にコストもかかっております。そういった意味では、ある程度清掃工場が円滑に開場していただければ、業者としても余分な車両を持つこともなく、的確に事業経営ができるのではないかとあって、各委員からの提案で、今回、このように出させていただきました。

【米持会長】 三瓶委員。

【三瓶委員】 今度は、行政のほうにお伺いしたいのですが、先ほどから関係者の方たちのご意見として2清掃工場になったときのご心配など述べていただいているのですが、改めて3清掃工場体制から2清掃工場体制になるときに、このような費用が増えるとか、あるいは人をもっと増やさなければいけないということが、他市でも、千葉市と同じように、要望されているのでしょうか。こういうことまで考えたことがなかったものですから、費用の面で

も、素人判断で恐縮なのですが、今までと同じ時間というのは無理だと思いますので、収集も、朝8時ではなくて1日かけてやっていただくようになってしまうのかなと考えていて、3清掃工場体制から2清掃工場体制になっても、費用面ではそんなに変わらないのかなと思っていたのですが、その辺、もう少し詳しく教えていただければと思います。

【米持会長】 部長。

【神崎資源循環部長】 2清掃工場運用体制に変わるということで、そのために必要な項目を整理いたしまして、ロードマップを作成いたしました。例えばオーバーホール時期を変えてリスク管理をすることや、家庭系のごみの収集運搬の車両体制を変えるなどの配慮は必要でございます。市民サービスを落とすことなくリスク管理ができる体制にもっていくということで、事業を組んでおります。

【米持会長】 三瓶委員。

【三瓶委員】 わかりました。予算的にはどうなのでしょう。せっかくごみの量も減ってきてはいるものの、このように新体制になりますと、経費のほうは逆に膨らんでしまう部分もあるのでしょうか。今までも、少ない経費で業者の方にはやりくりしていただいているというのは、今のご説明でよくわかったのですが、今後の経費については、どの程度まで試算されているのか、全体的に、今まではこうだったけれども、このぐらいになるというようなことが試算されていれば、教えていただきたいと思います。

【米持会長】 部長。

【神崎資源循環部長】 平成28年度末をもって、北谷津清掃工場については閉鎖をさせていただくということで、具体的には29年度予算の中でプラスされるものとマイナスされるものが出てくるということでございます。我々、試算をしておりますけれども、事業者の調整などを終えた後、29年度予算の中でそれが明らかになるということでございます。1工場を閉めることにより、そこにかかるランニングコストがなくなるわけでございまして、今までと比べまして大幅にアップするということはございません。

【三瓶委員】 わかりました。ありがとうございました。

【米持会長】 市原委員。

【市原委員】 飯田委員の補足になると思うのですが、2工場になりますと、約1カ月間、オーバーホールという定期点検が入りまして、その間は1工場でごみを処分することになりますので、当然、そこにごみ収集車が集中するため、相当混雑したことが過去にありました。ですから、そういうこともまた想定されるのではないかという想像はできます。

また、許可業者というのは、民間の排出業者と契約しており、日曜日の収集等もありまして、日曜日に収集したごみを収集車に積んでおかなければいけないので、日曜日、工場を開けてもらえれば非常にスムーズに搬入できるし、その分、月曜日から土曜日に搬入するごみが減るのではないかという意見で発言なさったと思います。

ただ、オーバーホールは定期的にやらなければいけないものなので、故障等がないような万全な対応をとっていただければありがたいと思います。

【米持会長】 部長。

【神崎資源循環部長】 故障等が発生しないように、万全の体制で組ませていただこうと思っております。また、車両の混雑に対応いたしまして、実験をさせていただいている範囲では、何とかクリアできそうなところがございますけれども、またご要望の点につきましては、個別にご相談をさせていただこうと思います。

【米持会長】 ほかにございますか。市原委員。

【市原委員】 前後してしまいますが、資料の個別事業の整理の20ページ、基本方針3に「環境事業所の体制見直しの検討」ということでラインしてありますが、この方向性がどういうものか教えていただきたいのと、20番の「民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築」ということで、(1)で「事業系ごみの民間処理の促進」について、法的なことも含めて、説明していただければありがたいと思います。

【米持会長】 部長、お願いします。

【神崎資源循環部長】 まず、環境事業所につきましては、これまで行っておりました粗大ごみ収集が民間にアウトソーシングされました。これに伴いまして、体制がかなり変わってきておりますので、必要かつ効率的な体制に組みかえる必要があるということで、今後検討してまいるところでございます。

もう一点の民間の活用につきまして、1つは、市で高度な再資源化処理できないものにつきましては、市内民間施設を活用していく方針であり、現在もジャパンリサイクルのバイオマス化施設、そしてモデル事業におきましては、剪定枝等のチップ化施設を活用しております。こういった取組みを一つ進めていくということ、もう1つは、2清掃工場運用体制にあたりまして、先ほども故障がないようにと、我々考えておりますけれども、そういった際に民間施設の活用もさせていただくというようなところもリスク管理として考えて、書き込みをさせていただいております。

【米持会長】 よろしいですか。それでは、意見がないようですので、本件についての審議

を終了させていただきます。

### (3) その他

【米持会長】 次に、議題(3) その他として、事務局より説明をお願いいたします。部長。

【神崎資源循環部長】 それでは、参考資料3、剪定枝等循環システムモデル事業につきましてご説明を申し上げます。

資料3の左側1、平成27年度モデル事業の検証結果でございます。(1) モデル事業の概要といたしまして、南生実町、み春野の2自治会、1,600世帯にご協力をいただき、月1回収をするということで、27年度モデル事業を実施いたしました。5月から3月までの間、収集量は2万1,940キログラム、再資源化につきましては、市内の民間処理施設におきまして燃料チップ化を行いました。

(2) といたしまして、このモデル事業を通じまして、本市における剪定枝排出量を見込んでおり、年間の総排出量を約1万1,000トンと推定しております。

②といたしまして、月1回収集をした場合、どれだけ資源として収集することができるかということでございます。総排出量1万1,000トンに対しまして、分別排出協力率30%と見込みまして、年間約3,300トン。

③月2回収集した場合には、分別排出協力率が50%に高まることを見込みまして、年間約5,500トンと試算しております。

また、モデル事業におきましては、(3)のとおり、住民アンケートあるいは収集運搬業者に対するヒアリング調査なども実施をいたしました。この結果でございます。

①といたしまして、収集回数についてのアンケート結果からは、月2回収集の希望が比較的多かったということで、分別排出協力率が月2回とすれば、約50%になると見込まれております。

②の収集方法でございます。平ボディ車による収集とパッカー車による収集を実際行ってみました。積載量の観点から、あるいは積み下ろしに時間を要するということから、パッカー車のほうが適しているということがわかりました。

③排出方法でございます。これは可燃ごみの場合は、太さ10センチ、長さ50センチまでということのルールでやっておりますが、資源化施設におきましては、太さ20センチ、長さ100センチまでの枝が対応可能ということで、モデル事業で実施いたしました。その

結果、特に収集処理の観点から問題がなかったということ。また、排出量を制限しなくてもごみステーションに円滑に出すことが可能であることがわかりました。

右側の2といたしまして、28年度のモデル事業の概要をお示ししております。本格実施をしていくためには、再資源化量をもう少し精査する必要があるということで、収集回数、月1回あるいは月2回によりまして、収集量の差異がないかどうかということを検証することを目的といたしております。（1）開始時期でございますが、平成28年5月から。（2）実施時期は中央区全域でございます。（3）実施方法といたしましては、先ほどの趣旨から中央区の区域を月1回収集する地域と、月2回収集するエリアに分けまして、定期的なサンプル調査によりまして、戸建て住宅、集合住宅それぞれの排出量原単位を把握したいと考えております。（4）の再資源化量の見込みは、年間で約980トンを見込んでおります。処理方法といたしましては、燃料チップ化等を想定いたしております。（5）の収集方法ですが、ごみステーション収集をいたします。（6）排出方法につきましては、27年度のモデル事業と同様で、太さ20センチ、長さ100センチまでに切っていただきまして、紐で結わえて出していただく。草につきましては、透明の袋に入れていただき、排出していただきます。（7）処理施設につきましては、市内の民間再資源化施設を予定いたしております。（8）このモデル事業の周知方法については、町内自治会・マンション管理組合の説明会を3月下旬から予定しております。あわせて、②周知用チラシの回覧及び全戸配布も予定しております。さらに、③ごみステーションに剪定枝モデル事業が行われるということを専用の看板を掲出してPRするため、4月から町内自治会に配布を予定しております。

概要につきましては、以上でございます。

次に、資料4でございます。資料4は冊子でございまして、千葉県生活排水処理基本計画でございます。こちらにつきましては、この3月22日に計画決定をさせていただいたものでございまして、参考資料としてお配りするものでございます。生活排水処理基本計画は、廃棄物処理法第6条に基づく生活排水、し尿等生活排水を処理するための計画でございます。これにつきましては、説明は省略させていただきますが、ご質問などございましたら、別途事務局にお問い合わせをいただきますよう、よろしくお願いいたします。

説明については、以上でございます。

【米持会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特に、ご意見等がないようですので、本件についての審議を終了させていただきます。

### 3 閉 会

【米持会長】 以上をもちまして、本日予定しておりました議題につきましては、全て終了いたします。熱心にご議論をいただきありがとうございました。

それでは、事務局のほうで何かありましたら、よろしく願いいたします。

【森永課長補佐】 お疲れのところ恐縮でございます。事務局から連絡事項、3点ほどございます。まず1点目、次回の審議会の資料としますために、本日、皆様からいただきました意見をまとめお送りしたいと思っています。意見のまとめに対するご意見、また新たにお気づきの点、ご意見等がございましたらお送りいたします書式にご記入の上、事務局までお送りいただければと存じます。

2点目でございます。今回の審議会は会議録を作成いたします。会議録ができ次第、各委員の皆様にお送りさせていただきます。これにつきましても、発言内容等修正ございましたら、加筆修正後、事務局まで送り返していただければと存じます。

最後、3点目でございます。来年度審議会の開催スケジュールについてですが、5月下旬、7月下旬、10月中旬、1月下旬、合計4回を予定してございます。次回の審議会につきましては、日時が決まり次第、開催通知を各委員の皆様へご送付させていただきます。以上、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、平成27年度第3回廃棄物減量等推進審議会を終了させていただきます。お忘れ物のないようお気をつけてお帰りください。本日は誠にありがとうございました。

午前11時52分閉会